

パブリックコメントに寄せられた意見等に対する回答

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
1	提案	<p>P 7 第1部 第1章 3. 国の基本計画について (2) 障害者基本計画(第5次)で追加・充実された項目や視点(概要) ■各分野における障害者施策の基本的な方向</p>	<p>「◎聴覚障がい児に対する学校等の環境整備(例えば壁や天井の防音、モニター設置など)支援の推進をお願いします。</p>	<p>ご指摘の箇所は、国の障害者基本計画(第5次)の各分野における障害者施策の基本的な方向について挙げています。 ご提案については、今後の参考とさせていただきます。</p>	
2	提案	<p>P 2 1 第1部 第2章 2. 障がい者基本計画における施策の進捗 基本方針1 みんなで支えあうあたたかいまちにしよう 1-1 ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの推進</p>	<p>市民啓発はこれまでもされてきたが、それによって障がい者の理解が進んだとは言えない。「人権文化の集い」では素晴らしい講師が登壇されているが、それが木津川市内に住む弱者への理解につながっているかといえば、違うのではないかと。もっと違ったアプローチ、例えば障がいのある人もない人も気軽に行きたくするような楽しいイベントを開催してみてもどうか。「たなフェス」でインクルーシブ遊具の体験会を実施した京田辺市では今後「京田辺ヒューランド」をインクルーシブ遊具の公園に再整備すると聞いている。障がいを持つ子ども・大人たちを含む誰もが、わくわくして出かけたくなるような環境整備にこそ予算を使うべきではないか。 投票所での配慮について実績が書かれているが、もっと踏み込んだ配慮が必要ではないか。例えば障がいや高齢が理由で手が不自由なため文字を書くことが困難な人は非常に多い。解決法として「記号式」投票の導入がある。鉛筆で候補者の名前を書く「自書式」とは違い、丸を書くか丸のスタンプを押すだけで良い。この非常に優れた(海外ではこちらが常識だが)方法が国内で殆ど採用されないままだと聞く。限られた選挙期間内で投票用紙を印刷しきれないことが導入の壁とのことだが、いずれにしても取組む自治体が増えない事には公選法の見直しにもつながらない。一度でも良いので実験してみるべきだ。投票時の配慮に関して更に言えば、移動式期日前投票所を導入することも真剣に検討して頂きたい。</p>	<p>市民啓発や環境整備に関するご提案については、今後の参考とさせていただきます。 記号式投票の導入については、投票用紙の作成が困難であることのみならず、費用面の課題が大きいと、現時点では導入を検討していません。 自書が困難な選挙人への対応については、代理投票制度の周知を強化するほか、丁寧な説明を行うことで、投票環境の向上につとめます。</p>	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
3	提案	P 2 3 第1部 第2章 2. 障がい者基本計画における施策の進捗 基本方針2 2-3 地域ケア体制の充実 成年後見制度について	成年後見制度には数多の問題点がある。2022年に国連の障がい者権利委員会からの勧告も出された。後見、保佐、補助の三類型のうちの後見類型に問題があると指摘されているが、全国で実に全体の74%がこの後見類型を利用している。後見類型は後見人の権限が強すぎることで人権を侵害しているとして問題視されている上に、後見人による資産の使い込みなども多発していると聞く。日弁連も長年改善を要求しており、この成年後見制度については制度上の欠陥があると言わざるを得ない。 木津川市としてはこの制度上の欠陥をどのように改善・補正していくのか、その課題や解決への道筋はこの計画案からは見えてこない。欠陥を補う取組みも併せて用意すべきだ。	木津川市では、国の制度に基づいて成年後見制度を実施しており、ご提案の取組については、実施できないと考えています。 なお、国において成年後見制度見直しのための民法改正について検討が進められていると認識しており、木津川市としても情報収集に努めます。	
4	提案	P 2 3 第1部 第2章 2. 障がい者基本計画における施策の進捗 基本方針3 3-1 療育、保育、就学前教育の支援	相楽療育教室にて、思春期の親子相談やペアレントトレーニング、発達障がい家族へのサポートをしてほしい。	相楽療育教室は令和6年度から相楽児童発達支援センターとなり、66ページに記載しているとおり、相談等、障害のある子どもを抱える家族への支援を行います。ペアレントトレーニングの実施については、107ページに記載しているとおり、市内のニーズに沿って事業所等と連携し検討を行います。	
5	提案	P 2 3 第1部 第2章 2. 障がい者基本計画における施策の進捗 基本方針3 3-1 療育・保育・就学前教育の支援	視覚・聴覚の子どもが産まれてから就学前まで、身近な場で療育を受けることができない状況が今も続いています。身近な場で相談・療育が一貫して受けられるような場を作ってもらいたい。(課題としてあげてほしいです。)	課題に「視覚・聴覚等、障がいの特性に対応した療育・保育・教育の提供が課題となっています」を追加します。	修正
6	意見	P 2 4 第1部 第2章 2. 障がい者基本計画における施策の進捗 基本方針3 3-2 教育体制の充実	教育支援委員会をもっと周知してほしい。なかなかたどり着けなかった。	ご意見をふまえ、周知に努めます。	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
7	意見	P 2 4 第1部 第2章 2. 障がい者基本計画における施策の進捗 基本方針3 3-2 教育体制の充実 ■課題	障がいの種別によって支援級(学校の)が整いはじめているのは嬉しいことですが、学校によって内容が違いすぎていたり、支援級にとられすぎて、インクルーシブ教育にはほど遠い実感があります。 市内全校間における職員研修や意見交換(情報交換)、支援学校、ろう学校、もう学校等ときめ細かく連携をとって、障害のある子ども達を健常者の中で生き生きと育てていく状況を作り出していないといけない課題があると思います。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	
8	提案	P 2 4 第1部 第2章 2. 障がい者基本計画における施策の進捗 基本方針3 3-3 放課後等の居場所づくり	放課後デイ 不登校や様々な背景の受け入れ先になるよう、この場所でどんな話も聞いてもらえる、自信をつけられる、好きなことやりたいこと、外へ出るきっかけとなる場所となるように、各事業所の魅力ある発想、素敵な事業所作りを行政もサポートして頂きたいです。 ・幼少期などに発見されず、思春期などで発達障害とわかった場合、放課後等デイもまだまだ子どもにはよくわからない施設なので、不安を覚える子もいる。 差別されるから、生きづらさは感じていても発達検査などはせずに生きていく等の意見もあった。→結果大学に入ってすぐに履修登録や自立を求められる学習についていけなくて辞める羽目になった。 最近の新聞で、入学してすぐ恥ずかしがらずに自分の特性や配慮を申し出ることが、大学生活を大きく変化させるとあった。 このことを、少し先に本人が知る機会があればと思った。 親からの働きかけでは無理なことが多かった。 まだまだ、正しいインクルーシブ教育や、ノーマライゼーションを周知していくことが、大切だと思った。	発達障がいがあっても差別されることなく、適切な支援が受けられる環境づくりが必要です。 ご提案を参考に、放課後等デイサービス事業所ごとの特色を持った取組をサポートし、市や相談支援事業所がそれぞれの特色を把握しながら、周知方法等についても検討していきます。	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
9	提案	<p>P 6 6 第2部 6. 施策の展開 基本方針3 (1) 療育・保育の支援 ②発達障がいのある子どもへの支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいのある子どもへの支援体制の充実だけでなく、ろう・難聴児のある子どもへの支援体制も明確にしてほしい。 ・うさぎ園・京都聾学校の場所が遠く、通学にあたって親子共に負担を強いられている。隣県の奈良聾学校が京都聾学校より近いが、府県をまたぐため越境通学が認められない。この状況を改善してほしい。 	<p>聴覚や視覚障がいなど身体障がいのある子どもへの支援を含め、「障がいのある子どもへの支援体制の充実」に修正します。</p> <p>施策の方向の1点目について、「発達障がいや身体障がいなどがある子どもに対して、その子どもの状況や程度に応じた適切な支援を行える体制づくりを行い、子どもの健やかな育ちにつなげます。」に修正します。</p> <p>【主な事業・取組】の「発達支援システムの構築」を「障がいのある子どもの支援システムの構築」に修正します。</p> <p>京都府立聾学校及び奈良県立聾学校は、設置者が異なるため府県をまたぐ通学は認められないことをご理解ください。市としては、個々の子どものニーズに基づき小・中学校に難聴学級の設置を京都府に要望・設置し、対応しているところです。</p>	修正
10	意見	<p>P 6 7 第2部 6. 施策の展開 基本方針3 (2) 学校教育体制の充実</p>	<p>数年前から市内にろう・難聴児が増えている。聾学校ではなく地域の学校に進学した手話を第一言語とするろう児には、手話で教育が受けられる環境が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の教育現場の職員に対して、手話研修、ろう・難聴児教育についての研修 ・ろう・難聴児が在籍する支援級に手話で指導ができる教員を採用・配置 ・視覚的に情報を獲得できる教材を採用、音声を文字に変換する機器の購入 ・リスニングテストは、音声による聞き取りが困難なため、文字（テロップ）で映し代替 ・グループディスカッションは音声変換機器では限界があるため、双方の発言を正しく伝えることができる手話通訳の配置がベスト ・音声による理解が困難なため、音楽・外国語・英語の授業には特段の配慮が必要 ・ろう・難聴児がいる小・中学校に学校職員としての手話通訳士を配置（行事（入学式・卒業式等）の通訳、手話ができない先生や児童生徒の手話サポート、ろう・難聴児と先生の会話を必要に応じて通訳等） 	<p>情報コミュニケーションの環境を整えることは大切であり、条例制定の検討も含め、ご意見を今後の参考とさせていただきます。</p>	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
1 1	意見	P 6 8 第2部 6. 施策の展開 基本方針3 (3) 放課後等の居場所づくり	ろう・難聴児に特化した事業所の創設が必要。市内の児童発達支援・放課後デイサービスのほとんどが発達障害児対象で、ろう・難聴児対象がほぼないに等しい。そのため、支援プログラムが発達障害児寄りになっており、ろう・難聴児には必要性のない支援プログラムになっている。 ・手話ができる職員採用・配置（特別支援学校（豊学校）経験者や手話通訳士資格保有者を募集・採用） ・市内の各小・中学校に在籍するろう・難聴児が放課後集えるような場所を要望 ・ろう・難聴児にとっては困難な音楽、英語、グループディスカッションなどを、楽しく学習・体験できるような場所が必要	【主な事業・取組】に「障がい特性に応じた居場所づくりの検討」と題し、「聴覚・視覚など、障がい特性に応じた居場所が近隣に不足していることから、関係機関等と連携しながら、対応策を検討していきます。」との内容を追加します。	修正
1 2	提案	P 7 5 第2部 6. 施策の展開 基本方針5 (1) 地域生活への支援サービスの充実 ③難聴児の補聴器購入費用の助成	人工内耳に対する明記も欲しいです。人工内耳の修理補助も市で行えることになっていると思うので、明記があってもよいと思います。	補装具費助成制度で、人工内耳音声信号処理装置の修理を助成の対象としていますが、計画への記載ではなく、別途周知方法について検討します。	
1 3	提案	P 8 4 第2部 6. 施策の展開 基本方針6 (3) 情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の充実 ②コミュニケーション支援の充実	情報機器の提供が大事であると同時に聴覚障がいの子どもを持つ親として同じ立場の家族や専門の方との情報交換をもちたいと常に思っています。家族同士が横のつながりを持てるようなコミュニティの場の設置、提供をお願いしたいです。	P 7 6～7 7に、家族介助者への支援の充実として、家族介助者への情報提供や保護者同士の交流の取組について記載しております。具体的には、市役所社会福祉課にご相談ください。	
1 4	提案	P 9 7 第3部 第2章 2. 成果目標に対する目標値 (4) 障がい児支援の提供体制の整備等	R 6年4月に南山城支援学校内にSSC（スーパーサポートセンター）が移転し、そこで木津川市の難聴児が支援を受けられますよという明記があれば、難聴の子を持つ家族にとって安心ではないかなと思います。	周知方法については、ご意見をふまえ、移転後に調整します。	

番号	種別	該当箇所	ご意見	市の考え方	反映
15	質問	P120 第3部 第3章 9. 地域生活支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人が成年後見制度の事業をすることについてだが、現在木津川市においては事業所がないということだ。今年度取り組むとあるが、何カ所設置の目標なのか。社会福祉協議会などが担い手だろうか。担い手の養成などにも取り組むとあるが、具体的にはどういった養成方法なのか。 また、「木津川市成年後見支援センター」とあるが、所在地はどこか。ホームページを見ても分からない。	法人後見制度については、令和5年度から木津川市社会福祉協議会が取り組んでおられます。木津川市として、安定した活動が実施できるよう、支援を行っていきます。 担い手の養成については、令和6年度に、市民の方向けの権利擁護支援に関する研修を実施する予定です。 木津川市成年後見支援センターについては、市役所本庁舎内に設置しています。所在地が分からないというご意見については、周知に努めます。	
16	提案	P121 9. 地域生活支援事業 (6) 意思疎通支援事業	現在、木津川市役所には専任の手話通訳者が設置されておらず、聴覚障がい者にとって不便な状況が続いている。専任の手話通訳者の設置が早急に必要だ。 実績と見込量の表に「2」があるが、現在相楽聴覚センターにおられる手話通訳士の数を指しているのか。市役所に手話通訳士が設置されているように誤解される恐れがあるので、区別して書くべきではないか。	聴覚障がいのある方への手話通訳の派遣については、市役所での手続き等を含め、相楽聴覚言語障害センターを利用いただいております。実績や見込の人数については相楽聴覚言語障害センターに配置されている職員数を指しています。 計画本紙の記載が不十分であったことから、「木津川市では山城南圏域の自治体と連携し、京都聴覚言語障害者福祉協会への委託により、相楽聴覚言語障害センターを設置しており、聴覚に障がいのある方に手話通訳や要約筆記の派遣を行っています。」を追加します。	修正
17	提案	概要版 P3 基本方針3 (1) ②	②発達障がいのある子どもへの支援体制の充実とありますが視覚、聴覚に障がいのある支援体制の充実という明記がほしいと思います。	聴覚や視覚障がいなど身体障がいのある子どもへの支援を含め、計画本編も合わせて、「障がいのある子どもへの支援体制の充実」に修正します。	修正
18	提案	概要版 P5 成果の目標 (4)	聴覚障がい児はSSC (R6. 4月 南山城支援学校内へ移行) を活用することができますよ。というような明記があるといいなと思いました。	周知方法については、ご意見をふまえ、移転後に調整します。	